

委員会提出議案第1号

平成29年12月15日

石岡市議会

議長 岡野孝男 殿

議会運営委員会

委員長 関口忠男

石岡市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて

上記議案を地方自治法第109条第6項及び石岡市議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により任命される新たな教育長の設置に伴い、石岡市議会委員会条例の一部を改正するもの。

石岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

石岡市議会委員会条例（平成17年石岡市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第22条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成29年12月20日から施行する。